

# シュトラスブルク改革運動について

— 職権的改革 Magisterial Reformation の道 —

富 本 健 輔

【要約】 筆者は、昨年、ヘシュトラスブルクにおける初期再洗礼派運動についてなる論考を報告したが、その研究において、この市の改革運動が、職権的改革運動と過激派改革運動の対抗関係としてあったことを認知した。本研究にては、農民戦争後数年間において、この対抗関係がいかに推移したかを跡づけんとすることを目的としたものであるが、ミュンスターの再洗礼派の支配、ジュネーブにおけるカルヴァンの教会樹立に関係する予備的研究の一部である。筆者はこの課題を解明するに当って、専ら《エルサス史料》を使用した。本研究によれば、一五二七年七月に発布された最初の市参事会法令を契機として、職権的改革路線が確立されたことが知られる。しかも両運動の対抗関係は、一五三三年六月のシュトラスブルク領域宗教会議において、職権的改革運動の勝利へと決着されるのであるが、かかる情勢はすでに、一五二七年の夏につくられていたと考えられる。

史林 五五卷一号 一九七二年一月

## はじめに

ドイツ農民戦争において、宗教改革運動の過激派、すなわち、フープマイアー、カールシュタット、ミュンツァー、メルヒオール・リンク、クレメンス・ツィーグラその他の者たちが、これを指導し、あるいは関係した。しかし、諸侯と改革者ルターとの同盟の下、農民たちが敗北した。ここに、ルターの改革運動に対する国民的熱狂が衰頹したことは周知

のごとくである。

戦争以来、ドイツにおける、いわゆる職権的(司政的)改革運動 Magisterial Reformation は諸侯や門閥と提携した。そして、大部分の農民たちは、出現しつつあった領邦教会の仕組の中に不本意ながら黙従した。しかし、神学的な素養をもった彼らの指導者たちは、新教主義をへ信仰のみで *sola fide* の救済への新たな免罪制度であると非難し、多くの者たちを、過激改革運動 Radical Reformation Movement へと導いた。この過激派運動の中枢をなす再洗礼派運動は、基本的には、軍事的・政治的行動を避け、その政治的エネルギーや聖書主義を、国家から分離せる自己訓練的秘密集会の形成へと向けた。ここに、農民戦争後の宗教的状况として、一方、諸侯の領域内宗教の支配、いわゆる *curius regno, eius religio* への傾向が強化され、他方、これに対抗して、過激派運動が展開されることになった<sup>①</sup>。宗教改革運動の新しい局面である。

もっとも、宗教改革運動内部における職権的改革運動と過激改革運動の対立は農民戦争後に初めて成立したのではない。それは、農民戦争を通じて見られるものであり、更に、それ以前よりすでに生じていたものである。このことに関するものとして、たとえば、筆者は、昨年、「シュトラスブルクにおける初期再洗礼派運動について」を発表したが、シュトラスブルクにおいても、すでに、一五二二年中ごろより再洗礼派的運動が開始され、一五二四年には再洗礼派が自生し、職権的改革運動と対立していることを明らかにした次第である。しかし、農民戦争後、改革運動全般が新しい段階を迎えたとき、この市の改革運動がどう推移して行くかが、筆者にとって新しい問題となった。

ところで、筆者がシュトラスブルク市の改革運動に関心を抱くのは、次のごとき理由からである。一には、この市において、宗教改革者たちと再洗礼論者その他との間の対立が端的に窺われ、両運動の関係を知るモデル・ケースとなりうることである。二には、この市における改革運動がミンスターにおけるアナバプティスト支配やジュネーブにおけるカルヴァンの改革など、宗教改革運動のその後の行路に密接な関係をもっていると考えられるからである。前記拙論も、かかる観点から開始されたものである。第二の点からすれば、一五二九〜一五三三年が、より決定的な時期であるとされよう。<sup>③</sup>

しかし、筆者の目するところでは、シュートラスブルク改革運動の転機となるべき一五三三年の領域宗教会議の際の状況は、一五二七年七月の再洗礼派に対するシュートラスブルク法令の段階において、すでに先取りされていると考えられる。それゆえ、筆者は、本論考において第一点の関心のもと、農民戦争後数年間におけるこの市の改革運動の状況について跡づけ、その後の展望に資せんとするものである。

なお、本研究は、おつべ bearbt. von Manfred Krebs und Hans Georg Rott, Elsass, I. Teil Stadt Strassburg 1522-1532 (*Quellen zur Geschichte der Täufer VII. Band*) 1969 を使用した。筆者は「これを『ユルサス史料』と略称し、注におつべは Eis. とする。

① George H. Williams, *The Radical Reformation* 1962 pp. 82-83.

② 拙稿「シュートラスブルクにおける初期再洗礼派運動について」『徳

島大学教養部紀要(人文社会科学)』第六巻、一九七一年。  
③ G. H. Williams, *op. cit.*, p. 254-255.

一

農民戦争中におけるシュートラスブルク市の改革運動の状況については、拙稿「シュートラスブルクにおける初期再洗礼派運動について」の中で述べているごとくである。しかし、重複をいとわず、その要点を記すことから始めたい。

ここでは、この市のルプレヒトソウの菜園人クレメンス・ツィーグラー Clemens Ziegler が、一五二四年六月前後より、偶像崇拜に対して戦い、〈追憶・告知の晩餐〉としての聖餐論を提示し、また幼児洗礼を否認する方向を打出しつつ、再洗礼派活動を展開している。筆者は、これをこの市における再洗礼派の自生であると考えている。とにかく、農民戦争の開始と呼応する自主的な過激改革運動がここでも起こっていることに注目したい。一五二四年八月三十一日の「いかなる個人も、彼によって希望される教會的執行の形式の選択が任せられる」とのシュートラスブルク参事会決定は、この過激改革運動の影響によるものでもあったであろう。

しかも、この年の九月末、カールシュタットが逃亡者として、この市に来て数日間滞在した。彼は住民大衆、特に下層階級に聴者を見出し、彼に対するルターの不当を訴え、聖餐、偶像廃止に関する過激な見解を宣伝し、また幼児洗礼を否認する煽動を行った。彼は、更にバーゼルにおいて七つの論文を出版し、これをシュトラスブルク市に拡めた。これらの諸著作は、市民の感情を非常に興奮させるものであった。カピトがコンスタンツにおけるその友アムブロシウス・ブラウラー Ambrosius Blaurer へ宛てた書簡……『カールシュタットは、彼の有害な諸小冊子で、われわれに混乱せる教会を与えた Carlostadius nobis ecclesiam turbatam reddidit suis virulentis libellis』<sup>②</sup>は、この事情を語っている。

このカールシュタットの攻勢に対して、シュトラスブルクでは、説教者たちの中から、カピトが見解を発表した。一〇月二四日『ルターとカールシュタットの闘争の機会に、洗礼に関し、また旧教会の因襲の廃止に関するカピトの詳論』<sup>③</sup>がそれである。

この中で、彼は、「ルターと、われわれが聖書における学問的な援助を欲するカールシュタットとの間の全事件は、敬虔なる心情を混乱せしめる単なる言葉の論争に過ぎない」と論断し防衛している。そして、「シュトラスブルク改革者たちは、目立った動きなく、すでに多くの非聖書的慣習を廃止した。それは、いかなる強い権力をもってしても可能でなかったものである」。「にもかかわらず、なぜ、人々はざわめき込み、ことを起こす前に、〈言葉〉に逆って駆立てねばならなかったのであるか」と過激な行動に走った者たちを叱責している。

また、同月三十一日、この地の改革者ブーツァー Martin Bucer は、チャーリヒのツヴィングリに、再洗礼派との戦いを是認する聖書の章句を知らせるよう乞い

「偽予言者たちを防ぐことの貴下の意見のために、私は書きこみます。貴下がそれを実に基づくと考える聖書のどんな章節であろうと、私は読みたくてたまらないのです。

*Sententiae tuae de arcendis pseudoprophetis suscribo. Quamquam aveo nihilominus legere, quibus scripturae*

loci eam certo niti censeas] ④

と認めている。その困惑ぶりと共にシュトラスブルクにおいては、再洗礼派運動に対処することが緊急事とされたことが察せられよう。シュツペリヒ R. Stupperich は、この頃のこの市の状況について次のごとく述べている。すなわち、覚醒後のすべてに見られるように、シュトラスブルク市民の敬虔は、あらゆる種類の宗教的刺戟に対して感じ易かった。信仰と信念は、説教者においても、市民においてもなお、定着していなかった。心情は刺戟され、意見は分れたと。

シュトラスブルク教会内においては、〈聖餐〉の解釈や〈幼児洗礼〉の問題などについて、まだ解決がっていないかった。聖餐論についてカピトはツヴィングリの〈記念説〉に近い見解をもっていたのに対して、ブーツァーはルターの〈共在説〉に拠っていた。この状況の中で、カールシュタットは特に〈聖餐〉の解釈をめぐって、教会内に激しい闘争を持たむことになった。そして、結局、ブーツァーなどの〈共在説〉を聖書的ではないとして放棄せしめるにいたった。これは、シュトラスブルク説教者たちが、〈聖餐論〉と云う教会の重大な問題に関して、ヴィッテンベルクを離れて、チューリヒ寄りの姿勢をとることになったことを意味するものである。また、〈幼児洗礼〉については、これを一つの外的な儀式とする、また今後の指導を前提とする、ことで辛うじて保持せんとした。

それは、まだ解決の段階に入らず問題として残された。二月三十一日、カピトからツヴィングリ宛ての書簡は次のごとく、認められている。

「幼児たちの洗礼について、われわれは、もっと入念に考慮するであろう。ここでは、否認する者たちが次第に起ち上っている。しかし、無学の民衆のゆえに、しかも彼がそれを見るべく近寄らなかつたある諸小冊子から刺戟せられると、私には思われる。なぜなら、民衆は新奇なものへと甚しく傾くでありましょうから。

*Super baptismo parvulorum accuratius meditabimur. Hic suboriantur qui negent, sed ex incurdita plebe, permoti, opinor, ex quibusdam libellis, quos necdum videre contigit: ad novitatem enim vulgus nimium*

こうして、この市の説教者たちが聖餐論や幼児洗礼を、異論のない確定的なものとして、もはや、主張しえなくなったであろう事実を看過することはできない。とにかく、この市で従来、行われてきたルターの解釈は一般に震撼されるにいたった。

こうした中で、一月二十六日、ブーツァーは、『教会改革に関するシュトラスブルク説教者の一致した見解の中、破門および洗礼についての表明』を発表している。これは、この市のすべての説教者によって署名され一五二四年一月二六日封印されたものであるが、この中で彼は次のごとく述べている。すなわち、洗礼とキリストの聖餐は、主から受けとった二つの身体的な儀式また徴表である。それは、人々を身体的要素から精神的行為へと導き、それを通じて信仰を強め、愛と善きわざを通じて、活動的たらしめると。そして、洗礼については、外的な水による洗礼は内的なガイストの洗礼の一徴表以外のものではない。かかるものとして、それは一度だけのものであるとする。また、聖餐について、元来、必要としない事物を含んでいるとし、迷信を強めあるいは新しく植えつけ、聖餐が敬虔たらしめあるいは救済するかのごとく、たらしめない、と云う。更に幼児洗礼については、「全く応急処置と思うのであるが、人々は第三の改革や変革をも、ここで行わなければならないとする。人々が幼児たちを洗礼しないようにせんとすることである」と付言している。もって、〈幼児洗礼〉のことがシュトラスブルク説教者たちの改革日程において強く主張されていたことが察せられる。

ここで彼は言っている。聖書はそのものに、いかなる時期をも命ぜず、また禁じてもない。こうして否認されえないとすれば、一般のキリスト者が極めて間もなくキリストを教えることが可能になる子供たちを受け入れ、彼らのために願ひ、洗礼をも与えることは長年者には慰めであり、より良い結果を生ずるのが年長者や他の者たちには一つの理由である。しかし、彼は、再洗礼を要求する者に対して、「愛と統一を破壊することなく居住し得て、受けとるところでは、われわれは、そのために彼と分れようとはしない」としている。これらは、再洗礼派の激しい批判に曝された後の、シュト

ラスブルク説教者たちの新しい立場として注目されよう。

しかし、この表明の中で、ブーツァーが特に主張していることは、聖餐への全共同体の参加と破門のことである。彼はミサおよび聖餐について云っている。

「いつも、これに参加しうるには、たいていの者は熟していないし、充分の価値がない。しかし、更に考えれば、全共同体が概して常に主の聖餐にあづかることは善いことでもあろう。」

ただし、ここで、破門のを持出している。該当すると考えられる者について、彼らの行為を非キリスト教的であると証明し、聖餐からのみならず、キリスト者のあらゆる共同から除く、としている。かく、キリスト教的破門を提案するのであるが、「援助し、完全たらしめることを神に乞う……全市民が……キリスト教的聖餐のかかる共同の挙動になるまで」と言っている。

要するに、ブーツァーは、破門を通じて紀律づけ、主体的・人格的な価値を付与して、全共同体を聖餐に参加せしめんとするものであった。彼においてはシュトラスブルク市全共同体の愛とその統一の保持が根柢に存した。これは、前記、『ルターとカールシュタットの闘争の機会に、洗礼に関し、また旧教会の因襲の廃止に関するカピトの詳論』の中で、

「道を……われわれは行くであろう……そして、神の榮譽のために熱心に精を出し、それと並んで、キリスト教的愛とこの世の官権に対するわれわれの義務を忘れることなく」

とするカピトの立場と共に、オーソドックスの改革、いわゆる職権的改革の方向であると言っている。

そして、この方向は農民戦争中の過激改革運動によって批判され、動揺しつつも、基本的姿勢として保持されていた。市参事会もまた、過激改革思想の流入することを防いだ。一月二四日『カールシュタットや他の者たちの論難書の出版および持込に関するシュトラスブルク参事会の決定』がその例である。この中で、市長は、カールシュタットが聖礼において祭壇からキリストの身体も血もなくする書をつくり、それにより多くの逸脱が民衆の間に生じたことなどを告げ、以

下のごとく告示している。

「捕吏を差し向け、その者が必要とする小冊子を見つけることができるか否かを、あらゆる印刷者のところで検査するよう、それらの者を法廷に引渡すよう、とくと厳命する。加うるに、領域内のすべてにおいて、かかる書物を出版せぬよう、彼らのところで誓うこと。また、加うるに、いかなる外国人にも情報を売らしめない。それは法廷にもたらして検閲される。それと並んで、これら小冊子をここで出版し、あるいは今後出版する、あるいは書き、また作つた者を発見せば、これらの者を訓令により処罰する」<sup>⑧</sup>

それにもかかわらず、一五二四年末、一五二五年初にかけて、前記クレメンス・ツィーグラーは、『聖餐についての詳論』<sup>⑨</sup>や『主の祈りの解釈』<sup>⑩</sup>を相次いで出した。再洗礼派の相次ぐ攻勢と言つてよい。これらにおいて、ツィーグラーの求めるものは、キリスト教の正しい在り方であり、真のキリスト者である。特に〈山上の垂訓〉に従うことである。彼においては、ブーツァーのごとき〈共同体〉やカピトのごとき〈官権への義務〉とは異なつた、キリストに従う新約的・個人の倫理の立場が求められている。それは、旧約的・社会的倫理や共同体の統一を考慮するシュトラスブルク説教者たちや都市政府と激しく対立する思想である。幼児洗礼の否認や聖餐論の批判は、キリスト者の在り方についての非難であり、世俗一般のキリスト教的社会の否定である。

このツィーグラーが近隣各地で説教を続けていたことは、一五二五年二月二〇日ベルシェ Borsch からオベレンハイム Obernheim 参事会への報告、同年四月五日、下エルサスのハイリゲンシュタイン Heiligenstein からの報告によつても知られる。

こうして当時、シュトラスブルク市内部においては、革命的な諸流があり、騒然たる状態であつたことは、二月一四日ツヴァイブリュッケンの改革者シュヴェベル J. Schwebel に宛てた熱烈なルター派ゲルベル Gerbel の書簡が示している。「……われわれの都市においては多くの運動がある。すなわち、多くの粗野にして愚かな民衆のゆえに、軽侮せる官

権に多くのことが企てられる。彼らはこの土地において寛大を求めて、権力に十分の一税をも、かかるものを支払うことなく、避けんといふ。いかなる時でも、彼らは民衆煽動家を持ち出し、余りにも暇のある彼らは、福音書の口実の下に、これらの者からまじとも悪く話しかけられ、そして感銘する。

In urbe nostra sunt varii motus, nam ex rudi et inepta plebe nonnulli, contento magistratu, multa molinrentes; cumque se opponant concionatores, male feriati illi sub evangelii praetextu pessime de his loquuntur et sentiunt.]<sup>⑧</sup>

また、六月には、再洗礼派運動の著名な指導者フーマイアー B. Hubmaier がこの市に來り、その著『信者のキリスト教的洗礼について Von den christlichen tauff der glaubigen』を出版せしめてゐる。彼は、ここで「多くの人々を不安たらしめた。けれども、間もなく官権から放逐された」のである。<sup>⑨</sup>

以上、農民戦争中におけるシュトラスブルク改革運動の状況について略述した。要するに、ここでは、早くより再洗礼派が自生しており、農民戦争の時期には、外部よりの強い刺激を受けつつ過激改革運動を展開する。この動揺の中で、説教者たちは、職権的改革運動の姿勢を貫かんとする。両運動によって形成されたこの対抗関係が、今後、どう進展してゆくか。これが次の課題である。

① 拙稿、『シュトラスブルクにおける初期再洗礼派運動について』—  
zwischen Luther und Karlstadt, bearbeit. von Manfred Krebs  
und Hans Georg Rott, Quellen zur Geschichte der Täufer VII.  
Band Elsass, I Teil Stadt Strassburg 1522-1532 (次段Els. 2) 卷  
記) S. 19-21.

② Robert Stupperich, Strassburger Stellung in Beginn des Säbrenen-  
tstweits (1524-1525) 《Archiv für Reformationsgeschichte》 Jahrgang  
38, 1941 S. 252.

③ 1524 [nach 24]-Ausführungen Capitis über die Taufe und die  
Abschaffung der alten Kirchengebäude, antfasslich des Straites  
④ (1524) Oktober 31. Bucer an Zwingli Els. I, S. 19.

⑤ R. Stupperich, S. 251-252.  
⑥ 1524 Dezember 31.—Capito an Zwingli Els. I, S. 29.



pto : jus esse plebi agendi et deturbandi idola, praeter magistratus consensum ; baptismum parvulorum esse  
impium et flagitiosissimum]

更に、

「カールシュタットの残した種子が若い草木になり始めた。神聖な処女を神の母でないとする、若者たちが言にさるべき諸書物が闇の手によってヒラヒラと飛んだ。

Coepit in herban adulescere reliquum semen Carolstadii, voltabant per manus obscurorum juvenum obscuri  
Iibelli, divinam virginem non esse matrem Dei ]

もって、カールシュタットがこの市の民衆に与えた影響が僅少ではなかったことが知られる。しかも、この書簡は引続  
き

「そのことが、実際には、われわれのところでは聴者たちあるいは中正の者たちを混乱させたことはないのであるが、彼らは法の必要を確信したことであった。彼らが損害を受けた程では決してないが。

quod sane apud nos non turbasset auditores verbi vel mediocres. Erant qui legis necessitatem affirmabant,  
nec illi quidem admodum detrimento fuissent<sup>①</sup>]

としている。ここで言われている〈聴者たち〉・〈中正のもの〉とは、旧教派や職権的改革方向に賛同する人々のことであろう。それらが法的な取締りの必要を確信したと述べているのであるが、これは説教者たちの心情でもあったであろう。

しかし、説教者たちは、何よりも、過激改革派の精神を容認することができなかった。たとえば、カールシュタットなどの攻撃にもかかわらず、再洗礼を拒否したことについて、同年一月一八日、カピトは、ニュールンベルクの改革者オシアンデル A. Oslander 宛て、次のように記している。

「諸派の有力な首領たちに、われわれが同意しなかったことが問題になっていると聞く。なぜに、敵はわれわれから

疑われるのであろうか。私は確信するのだが、これは一体、何が動機で？ 一体、キリスト教の教師たちは、人間的なものであろうか。私は判定することがふなわしいであろうか。……それによって主が世界に救済を約束し、償いものとして、われわれのために十字架に付せられたキリスト・イエスを、われわれは信ずる。この一つのことを、すべてとし、また、すべての時に、われわれは讚美する。聖書の真の意見に反して、水の元素にキリストの力を義務づけるところの再洗礼論者たちを、われわれは受け入れない。

Audio quibusdam in causa esse, cur adversa de nobis suspicentur, quod imperiosis factionum capitibus non subscribamus. Eequid hoc, obsecro, rei? Num deceat Christi professores ab humano pendere die? …… Credimus Christum Jesum pro nobis crucifixum, per quem dominus salutem orbi promisit ac protulit: hoc unum praedicamus omnes et omni tempore. Rebaptizatores non recipimus, qui ad elementum aquae vin christianismi alligant contra verum scripturae sensum.]<sup>②</sup>

彼らの行動に、非キリスト教的な、人間的動機があると目しているのである。そして、このカピトは〈洗礼問題〉に対するシットラスブルク説教者たちの立場を、一月二〇日、ツヴィングリへ宛てて述べている。

「汝たちの子供たちは汚れているが潔い(第一コリント書七章一四節)とあり、キリスト者の両親で子供たちは生れながらに潔いとあるのに、われわれが主であることを欲するわれわれの結合が、なぜ、われわれの子供たちに対して価値を認められぬか。私が潔い人であると記号づけることを、われわれは熱意をもって認める。これは、われわれの教会の誓約であり、私的なものではなく或いは稍かの疑惑もなご云々。

Cur nos pueros nostros non dignaremur consortio nostro quos speramus domini esse, quia pueri, inquit vestri sancti sunt [1. K. 7, 14]; quia sancti sunt pueri christianis parentibus nati, ergo signo sancti populi cupide donamus. Hec est nostrae ecclesiae fides, neque est qui a me vel tenuissimam suspicionem…….]<sup>③</sup>

前にも触れたし、後で明らかになるように、シュトラスブルク市において、幼児洗礼の問題は当時なお、未解決のままであったが、本書簡においては、説教者たち一致の立場として、聖書の中に拠を求めて保持せんとする意向が窺われる。ただし、カピト自身は内意において疑惑をもっていたことは後に知られるごとくである。彼はまた

「われわれの教会は、再洗礼派の残党や煽動者たちから妨げられず、熱心に充分、進んでいる。何人においても、確かに、世界の救済を元素に義務づけない。

*Ecclesia nostra satis pergit graviter quieta ab anabaptistis et reliquis turbatoribus. Ad nullum einim elementum mundi salutem alligant*<sup>④</sup>

と云っている。

かかる事態に関連し、『エルサス史料』にツィーグラの動静が報告されていることは興味深い。それは、一五二五年一月一八日および一五二六年とし、クレメンズ・ツィーグラが市民権を完全に獲得し、郊外ルプレヒトソウ Ruprechtsw 村において菜園主に仕えること、また、他の二人の者と共に、彼は、本年の十分の一税を徴集し計算するよう、公共から任命されたことである。こうして彼はルプレヒトソウにおいて人望を得て活動を続けたものと思われる。

とにかく、一五二六年二月二日、『幼児洗礼に関する市参事会決定』がなされた。それは牧師たちに対するものであるが、以下のごとくである。

「認知事項……：洗礼について、わが卿たち(参事会員……筆者)は熱望する。諸君が各自、その子供の洗礼に当って、その願いに従うこと。また、その上、もはや、いかなる改新をも行うことなく、前もって、わが卿たちが告知するその決定を待つこと。……H. Sturm Joham」<sup>⑤</sup>

これは一五二四年八月三十一日のシュトラスブルク参事会決定たる「各人の希望するごとく、個々人に聖礼を執行し、洗礼を行い云々」<sup>⑥</sup>とするもの、を遵守するよう要求することである。ここで云われていることは教會的執行の形式以外のもの

のではなく、しかも、その改変については参事会の決定に基づいて告知すると達している。聖餐や洗礼に対する市当局の態度が一五二四年の夏以来、一貫していることが窺われる。ブーツァーやカピトなどのシエトラスブルク説教者たちは、市当局のかかる姿勢に規制されるいは呼応しつつ、改革を進めたものと考えられる。しかし、こうした農民戦争直後の一時的な安定について、過激改革運動が再び活発となる。

それは、一五二六年春以来のことである。同年三月二三日、市参事会は、再洗礼派のバルトハザー・フープマイアー博士もしくは、ヴィルヘルム・ロイベル Wilhelm Reibel が洗礼に関して論じているのを聞いたと云う。しかも、前者は、当時、年初においてすでにチューリヒにて逮捕されていた。四月四日、カピトからツヴィングリへ、ロイブリン（ロイベル）が現れたことの報告もある。ロイブリンは、バーゼルから追放され、ヴァルツフトでフープマイアーに再洗礼を施した再洗礼派の指導者の一人である。

また、五月一四、一六、二八日、ベンフェルトのハンス・ヴォルフ Hans Wolf von Benfeld との討論のことが記されている。ハンス・ヴォルフは、キリスト教的官権がなぜ、剣を帯びるかを問い、牧師たちが正しく説教していないこと、彼らが正しい道を進んでいないことを指摘し、神の命に反して幼児たちを洗礼していることを非難している。六月一日、ツヴィングリへ宛てたカピトの書簡の中には、この者の主張として、

「官権は何人たりともキリスト教徒ではない。幼児たちを洗礼すべきでない。敬虔なものは、何人も官権の命に従って武器をとって進むことはできない云々。

Nullum magistratum esse christianum. Pueros non baptizandos. Neminem pium suscipere arma posse ad imperium magistratus……」<sup>②</sup>

と記されている。しかし、ハンス・ヴォルフは、その後、市から追放されている。この頃の状況について、カピトは九月末、次のごとく記している。

「再洗礼派は、認められようには瞬時にして消えるであらうところの、多少の騒擾を与えている。時が浄化したであらう。教皇主義者の万能藥の神以上の確立手段もない。」

Catabaptiste nonnihil turbatum dant qui brevi ut videtur evanescent. Neque plus habent firmitatis quam panaceus deus papistarum qui quidem in horas expiret.」<sup>②</sup>

しかし、一月には、ツヴィカウ予言者たちの影響の下にヴィッテンベルクを去ったマルチン・ツェラリウス Martin Cellarius が、また同じ頃、アウグスブルクから追放された唯心論的再洗礼派の巨頭デンク Johann Denck が到来した。特に、デンクがこの市に反響を与えたことについては、当時の記録から明らかである。一月一日、ツヴィングリンの書簡で、カピトは述べている。

「大きな信頼と権威で、あらゆる面から、すべての言葉の援助を導くところの、小賢く多才な人物たるヨハン・デンクは、ここ、われわれに騒擾を与えている。かれらがキリスト教の優越した部分をわれわれから奪うことなく、また主の苦悩において信頼を除き去ることもないと私が神から会得しているほか、私は、かかる人間たちの精神を理解しない。」

Johannes Denckius hic nobis turbas dat, homo vafer et varius, qui magna fide atque auctoritate traducit omnes undique verbi ministros. Spiritum talium hominum non intelligo, nisi quod sciam ex deo non esse qui nobis praecipuam partem christianismi admittunt neque fiditiam in passionem domini relinquant.」<sup>③</sup>

また、ブーツァーも、ニーシャテルの改革者ファレル Farel に宛て、

「昨日、ここで、私と共にM・ツェラリウスがいた。有難いことに、いかにも多大な愛情の本性、デンクのそれとは遙かに異なった本性が、私には確かに認められる。デンクは、きっと、われわれの教会を喜んで混乱させたであらうに。」

Fuit heri mecum M. Cellarius. Bene deus, quantum et quam piun ingenium, ut mihi quidem videtur, longe aliud ingenium quam Denki! Denkius vere ecclesiam nostram libenter turbaret] <sup>⑤</sup>

と、ツェラリウスと異なるデンクの破壊的神観について記している。

このデンクとシュートラスブルク説教者たちとの公開討論が、一月二二日(土曜日)の朝、教会の前で行われた。その状況は次のごとく記されている。

問答があつてのち、デンシの著書『神の掟について Von dem Gsatz Gottes』を手にしてブーンマーは「見よ、この主題をわれわれは、かように解する。そのものを、貴方は、丁度そのようなふうだ、全く解するか否か Ecce, hanc positionem sic intelligimus; quod si eodem modo tu intelligis, bene」と言つた。デンクは、私が聞いたところのちへてのことに対して、自由意志について、自発性について、犯罪について、驚くべき闇暗ですべてを暗らましているのではないとしても、彼が望んだであろうことを二百番中一つ解したと私が信ずるようなことを、それが彼の見解であると、繰返し云つた。

Denkius ad omnia que ego audiri semper dicebat eandem esse suam sententiam, nisi quod admirabili obscuritate omnia obscurabat, ut ego credam inter ducentos vix unum intellexisse quid sibi voluerit de libero arbitrio, de voluntate, de peccato.

これに対して、ブーンマーは、なぜ明瞭に説明しないのであるかと繰返し云つた。デンクは明瞭に話し得ないことを、もどかしがった。遂に、ブーンマーは、官権、法の誓い、悪魔についての或る主題を提出した。デンクが反対のことを考え、云うか否かをのぞんで。しかし、デンクが、「これらのこと」および他のことについて討論さるべき会談が用意されていると云つたために、その他のことが何も行われず

Bucerus semper dicebat, cur non clare et dilucide dixisset. Denkius dolebat se clarius non potuisse dicere.

Tandem Bucerus quasdam propositiones de magistratus, de iurejurando, de demonibus proponit, volens ut Denekius, si contrarium sentiret, diceret; sed aliud nihil factum quam ut Denekius diceret se paratum ad colloquium de [his] et aliis discitendis. 最後は、デントクは、教会がその意識および精神のために、いかに話したかを問うた。こうして、終り散会したと。

しかし、翌日曜日、デントクは、参事会から直ちに市を去るよう命ぜられた。この討論においては、両者の見解が著しく対立しており、討議が進展しなかったことは、二四日の参事会議事報告によっても窺われるのであるが、カピトは、二六日、ツヴァンツリ以下のごとく認めている。

「今月二二日、われわれにヨハン・デントクとの会談があった。その小冊子を彼はもつとも狡猾に説明した；彼は肯定し、否定し、断言し、驚くべき故意で色づけた。実にもつとも速く離れていた場合でも、重要な諸事においては、われわれとは決して相違していかないことを示したのを聞かれることは、われわれには、まことに満足であった。彼は確かに、われわれの教会を激しく混乱せしめた……ブーツァーは殆ど独りで困惑した……。」

Cum Johanne Denkio die 22. huius mensis nobis colloquium fuit. Exposuit libellum suum valerrime; ait, negat, affirmat, inficiatur mira industria. Verum nobis satis fuit audiri quod fatebatur in praecipuis rebus nihil a nobis dissentire se, cum tamen revera longissime dissentiat. Nostram certe ecclesiam conturbavit vehementer……Bucerus fere solus egit……」<sup>⑨</sup>

とにかく、デントクがこの市の教会に大きな混乱を与えたことが知られる。特に、討論が進捗しないまま、市はデントクを直ちに追放したことが注目される。更に、カピトには共感するところもあったこと、ブーツァーが殆ど一人で対戦したことが示されている。

シュトラスブルク市は、一五二六年末、ヨエルク・ツォーナー Jörg Tucher、ヤコブ・グロス Jacob Gross、ヴァイルホル

ム・エクスセル Wilhelm Eschel、マティス・ヒラー Mathis Hiller およびミュルク・ツィーグラー Jürg Ziegler など再洗礼派の審問を行い、かれらを去らしめる命令を発することを決議している。<sup>④</sup>

これに関して、再洗礼論者としてチェーリーヒから追放されたシハエル・ザトラー Michael Sattler は、カピトおよびブツァーに宛て、彼をシュトラスブルクに留まることをえしめない二〇の教説相違を挙げ、捕われの同志たちのとりなしを申し立てている。その中で、彼は次のごとく述べている。すなわち、パウロは『第一テモテ書』一章五節に、愛は神の命令の目的であると記している。それゆえ、このことを、私は私の理解や良心において把握しえないとしても、云うまでもなく、すべての神の命令はこれに向けられる。貴方たちのものは、すべての条項に、すなわち洗礼 *tauf*、聖餐 *nachtmal*、権力あるいは剣 *gewalt oder schwert*、誓約 *aydt*、破門 *bann* およびすべてに関して、神の命令を使用しているごとく思われる。そして、私を妨げる（留ることを……筆者）ものは、すなわちかかるものである、として二〇項を記している。それは次のごとくである。

- 一、キリストは、彼において信仰するのみであところの、すべての者を救うために来た。（第一テモテ書一、一五以下）
- 二、信仰し、そして洗礼される者は救われる。信仰しない者は罪に定められる。（マルコ伝福音書一六、一六）
- 三、イエス・キリストの信仰は、われわれを父に日当らしめ、通路をつくる。（ロマ書五、一以下）
- 四、洗礼は、すべての信者を、彼が頭であるところのキリストの肢体にくみ入れる。（ロマ書一二、五、第一コリント書一二以下）
- 五、キリストは、彼の肢体の頭であり、信者たち或いは教会の *des gläubigen oder gemain* それである。（エペソ書一、二三以下）
- 六、頭が悩んでいることを、肢体もまた、彼において悩まねばならない。（第一コリント書一二、二六以下）
- 七、予見され、召されたる信者たちは、キリストの像と同形である。（ロマ書八、二九）

- 八、キリストは、この世で侮どられる者である(マルコ伝九、一二)。彼に従う者もまた、そうである(ルカ伝一〇、一六)(ヨハネ伝一五、一九)。彼は、この世にいかなる王国をもたない(ヨハネ伝一八、三六)。この世のものは、彼の王国に逆う罪人である。(第一ヨハネ書二、一五以下)(ヤコブ書四、四)
- 九、信者たちはこの世から選び出されている。それゆえ、この世は彼らを憎む。(マタイ伝一〇、二二)
- 一〇、悪魔 *total* は、彼によって暗黒のすべての子たちを支配する全世界の君主 *ein fürst aller welt* である。(エンソ書六、二二)
- 一一、キリストは霊の君主 *ein fürst des geist* である。彼によって光の中を歩むすべての者は生きる(ヨハネ伝八、一二)(第一ヨハネ書一、七)
- 一二、悪魔は亡ぼすことを求める。キリストは救うことを求める。(マタイ伝一八、一二)(第一エペソ書五、八)
- 一三、肉は霊に逆き、霊は肉に逆く。(ガラテヤ書五、一七)
- 一四、霊はキリストのものであり、肉は死のものであり、また神の怒りのものである。(ロマ書八、六以下)
- 一五、キリスト者たちは、まったく捨てられており、そして、あらゆる外的またこの世的な準備なくして、天にいる彼らの父に信頼されている。(ルカ伝二一、一四以下)
- 一六、天にキリスト者たちの市民がいる。そして、地上にはいない。(ヘブル書一〇、三四・一三、一四)
- 一七、キリスト者たちは、神の家族であり、聖なる市民であり、そしてこの世の市民ではない。(エペソ書二、一九)
- 一八、けれども、キリストの教えを業をもって行うものが真のキリスト者である。(マタイ伝七、二二)(ロマ書二、一三)
- 一九、肉や血、去り行く時間的なもの、世俗の名譽、この世もまた、キリストの王国を継ぐことはできない(マタイ伝一六、一七)(第一コリント書一五、五〇)
- 二〇、要するに、キリストと悪魔 *Belial* は共在しない。(第二コリント書六、一五)

以上、再洗礼派の思想を基本的に示すものとして紹介したが、この立場においては、この世は、真のキリスト者たちの集団ではなく、悪魔の支配の下にあり、キリストの王国を継ぐことができぬものである。それにもかかわらず、ここでは洗礼、聖餐、官権、破門その他すべてのものが神の命令として強制されている。そしてこれに反する真のキリスト者が投獄され追放される。それはキリストの教えに反する方向であるとする。こうした、この市の改革方向に鋭く対立する運動が、官権の抑圧の下で行われていたのである。

ただ、カピトはツヴィングリへ宛て述べている。

「この再洗礼派は、なお、停止していないが前進もしていない。将来、愚かなために警戒すべきであることを除いては、われわれの国はもっとも静穏であり、そのことから誰が恐ろしい噂をまき散らしたか私は知らない。暴動の疑惑さえ全くなかったのではないが；小菜園人たちはある者の密告で引出され、他の強い意見で抑留された。疑って彼らを召換したところの者が虚偽の密告者であることが明らかにされるまで。

Anabaptistae hic nondum cessant neque obsunt tamen, nisi quod in futurum simplicibus est prospiciendum.  
Nostra republica tranquillissima est de qua nescio qui tristem famam sparserunt. Nulla omnino ne suspicio quidem seditionis fuit; hortulani pauci ad quorundam delationem ducti fuerunt et in alterum forte mensem detenti, quoad palam factum est indicem falsum esse qui eos in suspicionem vocaverat」<sup>⑧</sup>

一見樂觀的であるが、これは、シエトラスブルクに暴動が起こると云う噂を耳にして問合させたツヴィングリに対するカピトの返書と察せられる。カピトはその噂を否定して、市はもっとも静穏であるとしている。しかし、再洗礼派の活動が停止することなく存続していることを認めており、将来、警戒の要があるとも云っている。〈恐ろしい噂〉のあったことについても否定していない。彼はただ、前進していないとされているのである。それでは、なぜ前進していないのであるか、これは前記によって知られるごとく、市当局の弾圧と関係するものであると思われる。

かかる状況の下で密告者も介在したであろう。このことに關して、三月一八日に出された『マタイ注解』の中の『洗礼および再洗礼派についてのブーツァーの長い詳論』<sup>②</sup>の中に、次のとき記載がある。

「……そして、このわれわれの地域を、残された非常に不安な種子で混乱せしめた。……そのことから、為政者は、われわれとは異なった驚くべき良き方法で、確かに、サクソニア人(カールシュタット……筆者)を運び出した。e qua dominus mira alias nobis bona contulit, nimirum Saxonum」

この「驚くべき良き方法」とは、為政者による職権の行使であつたであらうことは、引續いて「……キリスト教徒を、職権から執り行うことができること、すなわち彼が剣を使用し得ることとを彼らは否認する Christianum negant posse magistratu fungi, quod sit illi utendum gladio」とあることによつても察せられる。こうして、その後も、官権の力によつて、過激改革運動が抑圧されていたものであらう。

以上が農民戦争直後における状況である。すなわち、官権の弾圧の下に、過激改革運動が継続され、デンクなどの指導者の到来によつて衝撃が起こされる状態であつた。この際、シュートラスブルク説教者たち、すなわち職権的改革者の側では、特にブーツァーが重要な役割を演じていたことが知られる。

- ① 1525 Oktober 8.—Capito an Bugenhagen *Els.* I, S. 47-48.
  - ② 1525 November 18.—Capito an Oslander *Els.* I, S. 48-49.
  - ③ 1525 November 20.—Capito an Zwingli *Els.* I, S. 49.
  - ④ 1525 November 26. Capito an Ambrosius Blaurer *Els.* I, S. 49.
  - ⑤ 1525 Dezember 18 und 1526. *Els.* I, S. 49-50.
  - ⑥ 1526 Februar 21.—Ratsbeschluss petr. die Kindertraute *Els.* I, S. 51. H. Sturm, Johann 社中長 (Der heilige Ammeister) Johann Sturm の手記。
  - ⑦ 1524 August 31. *Els.* I, S. 19.
  - ⑧ 1526 März 23. *Els.* I, S. 51-52.
  - ⑨ 1526 Januar 1. Zwingli an Capito *Els.* I, S. 50.
  - ⑩ 1526 April 4. Capito an Zwingli *Els.* I, S. 52.
  - ⑪ 1526 Mai 14, 16 und 28. *Els.* I, S. 52-54.
- ⑫ ニュス・ヴォルフは帝國都市シハムトシタットの参事会に反する運動のため一五二三年一月末、その市から追放された者。なお、この討論についての報告は、1526 Mai 16. カルトからのヴェムンツリ ⑬ 17. ノーナーからのシュヴァンツリ ⑭ きた Juni 10. カビキから

Benfeld の説教者 Nikolaus Prugner の 6 週間に報告をなすこと。

① 1526 Juni 11.—Capito an Zwingli *Efs.* I, S. 55.

② 1526 September 26.—Capito an Zwingli *Efs.* I, S. 57.

③ 1526 Dezember 10.—Capito an Zwingli *Efs.* I, S. 59.

④ (1526) Dezember 13.—Bucer an Farel—*Efs.* I, S. 59.

⑤ 1526. Dez. 22 u. 23.—Nik. Gerbels Bericht über...*Efs.* I, S. 60.

⑥ 「……かかることか、あつても礼儀正しく持したヤウの四百人の市民の前で、その場合、再洗礼論者は彼の見解を固執したのみ。それで民衆が立去らうとしたとき、彼らは牧師たちを特別な場所に伴ひ、貴方たちは……少しも討論で話し合ふようにならぬ……。」

「誰かがこれに答へて申上つたはなや。」1526 Dezember 24.—Rats-  
verhandlungen über...*Efs.* I, S. 61.

⑦ 1526 Dezember 26.—Capito an Zwingli.

⑧ 1526 [Ende]. 1526 Dezember 31. *Efs.* I, S. 62-67.

⑨ [1526 Ende—1527 Anfang]—Michael Sattler an Capito und  
Bucer—*Efs.* I, 68-70.

⑩ 1527 Februar 28. Capito an Zwingli *Efs.* I, S. 75.

⑪ 1527 März 18.—Längere Ausführungen Buecers über die Taufe  
und die Wiedertäufer, in seinem Mathäuskommentar *Efs.* I, S.  
78-79.

三

一五二七年四月早々、反三位一体論者のこと、また多数の再洗礼論者の大胆な行動についての報告がされている。

「確かに、イカルスの弁論家たちがここに羽を沈め三位一体の秘義に入った今、どんな人物が、その哲理で、憐むべきまた新しいことを熱望せる民衆を、操り混乱せしめんとするかを、私は知らない。順序よく、かつ正当に、もっともよく、われわれは、このものを打ちくだく。」

Jam enim alas sumserere (summersare?) Icaromenippi isti et in secretissima trinitatis arcarna penetrarunt  
nescio quid de personis excogitaturi, turbaturi sapientia sua miseram et novarum rerum cupidam plebem.  
Merito iureque optimo hoc ferimus」<sup>①</sup>

これは、四月二日 Z・ゲルベルからルターへ宛てた書簡である。また、四月八日、カピトからヴィングリへのそれは、「このものが隊をなして、より悪い教義で指導されるべく伝播させる。言葉が権威を打滅ぼすための優越と更に配慮

が、われわれのところにある。

Hic agminatum procedunt perioribus dogmatibus instructi. Praecipua autem cura istis nostris est, ut verbi autoritatem excindant<sup>②</sup>]

と云っている。このへより悪い教義とは、反三位一体論であったと察せられる。こうした革命的過激派の到来に対して、シエトラスブルク説教者たちは、これに対決せんと構えている。

しかし、過激派のある者たちは、ヴォルムス市を拠点として運動を起こしていた。これに対して、シエトラスブルク説教者たちは、六月二日、ヴォルムス市宛て警告書を公にしている。それは、『近ごろ、ヴォルムスの説教者ヤコブ・カウツ Jacob Kautz が出版したところの条項、その中で、ハンス・デンクや他の洗礼派が重大な誤謬を犯しているのであるが、幼児洗礼、われらの主イエス・キリストの救済、その他すべてのことに関しての聖書や神の言葉の成果、についてのシエトラスブルク福音説教者の真実の警告 Getreue warnung der prediger des euangelij zu Strassburg vber die artikel, so Jacob Kautz Prediger zu Wormbs kurtzlich hat lassen aussgohn, die frucht der schrift vnd gottes worts, den kinder tauff vnd erloesung vnsers herren Jezu Christi, sampt andern, darin sich Hans Dencken vnd anderer wiedertrauffer schwere yrtthumb erregen, betreffend』と述べられている。

その中で、ヤコブ・カウツはデンクの影響を受け、彼の精神を非常に価値のあるものとしているが、彼らは、この世に現れる多くの虚偽の予言者たちとあつて vil falscher propheten inn die welt ausgegangen とし、われわれは、汝らのところへ、いかに多くの人々がハンス・デンクの教説に少なからず陥っているかを、大きな悲しみをもって認知すると云う。そして、デンクを、書物や談話において、キリストの救済、聖書の光明、また官権の神的規則の重大な敵として als ein schweren feyndt der erloesung Christi, des hechts der schrift vnd goetlicher ordnung der oberkeit 自らを示すものとし、そのへ有害な教説 schedlicher lere 内容を次のごとく述べている。すなわち、敬虔や至福は、キリストのみな

らず、われわれの業や自由意志が加わっている。キリストは、先達かつ模範 *ein vorgenger vnd exempel* であつて、すべての善をわれわれの中のみ作用させ、保持し、また赦すところの唯一の賠償者 *eyngen gnüthiner* ではない。すべての善を教える聖書に結びつけられていないゆえに。また、キリスト者には、神の規則によれば、剣を使用するいかなる官権も許されていない。剣によつて、かく官権は、キリストの王国の多くの選ばれたキリストの肢体をも退け、それからいつかは、悪魔やあらゆる呪咀された者たちにも、天に反して……キリストを受け入れることを行ふ *vnd demnach, so sie also vil heylige erwelte gilder Christi vom reich Christi verstoset, thüt sie dann einmal den himel wider uff teuffen vnd allen verdampfen……, Christum anzünemen* と。そして、これに対して、もっとも友好的にかつもっとも速かに、かかる有害な教説の前に警告すべく云々としてゐる。

この警告はブーツァーによつて作成されたものとされているが、ヴォルムス市民たちに対してのみではなかつた。当時、ルイス・ハエツァー *Louis Haetzer* やその師デントクはシュトラスブルクやヴォルムスにおける再洗礼派運動の張本人と目されていたために、カウツの《条項》がシュトラスブルクに及ぼす影響を看過しえず、警告書を出したものと察せられる。

このブーツァーは数日後、七月八日ツヴィングリへの書簡に、

「聖書を公然と否認し、またキリストの犠牲を否定する再洗礼派たちが、われわれを極度に追廻すことであろう。主が、調子外れの、それらの人々から、われわれを解放されんことを……」

*Nos admodum exercent anabaptistae, scripturam palam refutantes et satisfactionem Christi negantes. Dominus liberet nos ab absurdis istis hominibus* ⑥

と記しているのである。

当時、シュトラスブルク市において再洗礼派は種々、巧妙に活動していたらしく、たとえば、七月九日、ツヴィングリ

へ宛てた書簡の中で、カピトは云っている。

「参事会は、除去さるべき洗礼派の教義に関して考慮している。前日、三人が公けの監視の中に引出された。彼らの中に、窮乏および怠惰が分派の中に導き入れたところの無為にして怠慢なる無能者がいる。そのもつとも信頼する官職に、自らにおいて無効にする意見を、つとめて自己に引入れる時と同じく、哀願的に応答する。正規の官職、言葉の召使たち、聖書の権威、また、その功徳を明らかに彼らが否認するキリストそのものに対する陰謀が遙かにまやっている。……無害なある者たちをもつてあろうが、もつとも多くの、虚飾してもつとも有害な欺瞞者たちを……悪漢たちを、姦夫たちを、叛逆者たちを、およびその兄弟たちのすへての家族をそこにもつてあろう。

*Senatus super dogmatibus baptistarum evellendis cogitat. Tres pridie ducti sunt ad publicas custodias. Est inter eos nebulo aliquis deses ac ignavus quem inopia et inertia in eam sectam coniecerunt. Is confidentissime magistratui responsat non aliter ac si studio sibi duceret in se irritare sententiam supplicii. Conspiratio longe maxima est adversus legitimum magistratum, ministros verbi, scripturae auctoritatem et Christum ipsam cuius meritum aperte pernegant……Interea quosdam habent innocentes, plerosque fucos tamen et pestilentissimos impostores……Fures, adulteros, seditiosos et id genus omnes fratrum loco habent」<sup>②</sup>*

それは容易に処理されえぬ事態であったであろう。しかも、この状態を更に複雑にせしめたものは、説教者たちの間の、再洗礼派に対する態度の不一致であった。それは、主としてカピトの思想・行動に発するものである。

カピトは、五月、ヴェルテンベルクのホルプ *Horb* にて処刑されんとした前記ミハエル・ザトラーその他の者のために、一、二のシュトラスブルク説教者たちと共に、同市長および参事会に宛てて代願の書状を出している。そして、その中で、「このミハエルなる者は、ここシュトラスブルクにおいて、われわれと知合いになった。そして、言葉の中に何か誤謬をもっていたことは確かであり、われわれは、聖書を通じて忠実に、彼に明示した。しかし、彼は、われわれや他

の説教者たちと竝んで、空虚な多くのことを、何かを欠いていたため、叱責した。また、キリスト者たらんことを欲する民衆の中に、腹立たしい生活を見出した。それゆえに、彼に従う者少く、われわれが、真理を伝えることに根本的に拙かったことを肝に銘ずる者は、一層、少なかった。

Disser Michael ist vns hie zu Strassburg bekant vnd hat wol etwas irrung jm wort gehabt, die wir jm getruulich haben durch schriftten angezeigt. Aber dwil er neben vnser vnd ander prediger worhafftigen Leer vilicht etwas mangels vnd im volck, die christen syn wollen, ergerlich leben befunden, hatt jn, myner achtung nach, so vil weniger behertzig, was wir zum beriecht der worheit grüntlich firbrochten」<sup>⑧</sup>

と、ミンヘルに対して、同情以上のものをもち、この者の正当性を証せんとするところを述べた。

また、このミンヘルに対しては、ブツマーもまた、前記、『……シヤトラスブルク福音説教者の警告書』の中で「……ロテンブルクにて焚刑に処せられたミンヘル・ザトラーは、再洗礼派の指導者の一人であつたけれども、他の二、三の者たちよりも、よほど熟達した、また教化的な、神の愛する友である。

Michael Satter, der zu Rotenburg verbrandt ist, sey eyn lieber frundt gots, wie wol er eyn fuhrnemer ym taufforden gewesen ist, doch viel geschickter vnd erbarlicher, dann etliche andere」<sup>⑨</sup>

と讃えているところである。

しかし、カピトは、また、再洗礼派の同調者たる前記マルチン・ツェラリウスの著書、『神のわざについて De operibus Dei』<sup>⑩</sup>に序文を書いた。それは、七月一二日の報告として、次のごとく記されている。

「ファブリキウス・カピトは、敬虔な読者たちに、われわれの主イエス・キリストにより、恩寵と平和を望む。神の人でかつ優れたるものを備えた精神で、マルチヌス・ツェラリウスは、このものにて、新たに道を開いた。彼は、神の恩寵によって、彼がいかにやうにでも果たすことのできたところの、この教会の提案、しかも公開の様式を受け入

れていた限り、われわれと共に信仰およびある教義について論ぜられるべき会議を引受けた。われわれは、気軽に同意し、集まり、われわれの間で、この時に、輝ける神の栄光について明らかにすることを要求した……。

V. Fabricius Capito pio lectori gratiam et pacem optat per Christum Jesum dominium nostrum. Fecit iter hac nuper Martinus Cellarius, homo Dei praecipuque praeditus spiritu. Is dum accepisset hujus ecclesiae conditionem modumque revelationis, quae per gratiam Dei, quomodocumque pollet, consilium cepit nobiscum de fide ac dogmatibus quibusdam conferendi. Annuitus facile, convenimus, egimus inter nos et de gloria Dei praeclearius hac aetate revelanda……」

と云う前文から始まっているものがある。

そして、彼は、この書について絶賛し、

「われわれのシェラリウスのこの書が、なぜ好むままの名譽を。しかも、多くのことを大衆の判断力を越えてぶっきらくに教えるブーツァーの《マタイ伝福音書》(注解……筆者)や、同様に、神や真理の本性であるわれわれの中正のために、われわれが敬意をえたところの、われわれの《ホセフ》、《マラキヤ》また《ヨナ書》から。私はシェラリウスの表現方法における才能のために遙かに譲らぬか。

Quin hoc opus Cellarii nostri, quamlibet egregium, et Buceri Matthaeus, qui multa supra vulgi iudicium sobrie docet, item Hoseas, Malachias, et Jonas noster, in quibus pro mediocritate nostra, quae Dei et veritatis sunt, prosequeremur, non alieno nimium genio a phrasi Cellarii」

としてゐる。彼は、この書について

「再洗礼派の様式で、暇まかせの論究から、彼は何ものも引出したのではなく、まったく、神の栄光の利益や、恰も委ねるところと靈から浮ばしめられたところの彼らの觀念からで、それゆえ、読むところのすべての人々が敬虔である

と認容するのは当然である云々。

nihil ex otiosa quaestione more anabaptistarum protulit, sed omnino usus gloria Dei et sensus eorum, qui ex spiritu renati sunt, ita est ut assertit, et sic esse pii omnes qui legunt fateantur oportet……」

と。

そして、幼児洗礼に関して、カピトは次のごとく述べている。

「しかし、信頼するに値する魂を盲目であると故意になしていると、愛とその尊重から、説明されることは彼らが欺かれているのである。以来、極大なものから引続いて極小なものに到るまで、なお彼らは主を知ることがない。父たちの心がなお子供たちの魂の中で成長することはない。われわれの息子たちや息女たちが、なお、予言することはない。そう云う訳だから、われわれは、完成されたものを彼が敬うや否や、部分的に知り部分的に予言する。部分的であるものは、やがて、減ばされるだろう。一部の予言に、分裂せる言語に、不完全な知識に、一部を残すすべてのものが、全将来で敗れて。」

Sed falluntur, ut dixi, amore ac veneratione sui, quae confidentes animos caecae esse iudicio facit. Postquam nondum a maximo usque ad minimum Dominum cognoscunt, nondum corda patrum in filiorum animos co- aluerunt, nondum filii et filiae nostrae prophetaut; quandoquidem ex parte cognoscimus ex parte propheta- mus, ubi venerit quod perfectum est, tunc quod ex parte est, abolebitur, prophetiae partiales, linguae dimi- nutae, scientiae imperfectae, partes reliquae omnes, venturo toti coequent.]

カピトは、信仰心を前提とし、父たちの下で行われる信仰心のないあるいは不十分な幼児に対する洗礼を、無意味なものとして、否認する意見を述べているのである。以上のごとく彼は、再洗礼派的なツェラリウスのこの書を絶賛し、特に、シュートラスブルク説教者たちや市当局の立場に反して、幼児洗礼を否認せんとするごとき見解を発表したのである。かく

のごときカピトの洗礼派同調的な立場は、市内外に衝撃を与えずにはおかなかつた筈である。

カピトは、ツェラリウスのこの書について、ツヴィングリの判断を求めている。また、バーゼルの改革者エコラムパード Okolampad も、斡旋の勞をとって、この書をツヴィングリに推薦している。<sup>⑮</sup>

しかし、その後間もなく九月四日のエコラムパードからツヴィングリ宛ての書簡では、

「今後、ツェラリウスについて、私は余り期待をかけない。にもかかわらず、われわれのカピトは過度に信用している。それで、あるいはむしろ、各人で受入れるべきでないよう、われわれは、煽動の策略から一層、注意する義務がある。」

Porro de Cellario non male spero, tametsi Capito noster supra modum credulus est et vel Hetererei versutia cautiore esse debebamus in non recipiendis quibusvis] <sup>⑯</sup>  
と認めてゐる。

また、同日付、ヘルンの改革者ヘルヒルト・ハラー Berchtold Haller は、ツヴィングリに宛て、

「すべての騒擾に苗床を知って、かく公にするところのすべての者を完全に打破るよう学者たちと同じく、あの人々を促せ。」

Admone illos viros juxta doctos, ut penitius omnia discutiant quae sic invulgent, seminararia scilicet omnis turbe]

と云つてゐる。

なお、この前のところに、「まことに再洗礼論者を理解した時、驚嘆してやまず、確か、ブーツァーが、いま、われわれの語に訳していると、カピトから推薦されたのに丁度、引續いて、われわれのツェラリウスは、彼の『神のわざについて』の書を送った<sup>⑰</sup>」とある。この書が改革者たちの間では反感を買ひ特にカピトに対して疑惑を生ぜしめたものと解される。

こうして、当のシュートラスブルクにおいては大いに論議を呼んだに違いない。九月二六日、ブーツァーはツヴィングリ宛てて、次のごとく認めている。

「それゆえ、彼（カピト……筆者）がキリストのすべてをわれわれと共に承認しかつてもっとも非難なく生活し、再洗礼派の熱狂より決して少くないことを彼が証す限り、かかる些細な骨折を慮って、貴下を棄てることは、われわれにはできない。

*Dum igitur omnia Christi nobiscum confitentur ac inculpatisime vivit et nihil minus probat quam anabaptistarum furores, non possumus ob unum hunc nevulum eum abicere*」<sup>⑤</sup>

筆者はこの書簡の全文に接してないのであるが、おそらくツヴィングリからのものに対する返書であろう。ツヴィングリは、もと幼児洗礼の慣習に対して疑問をもっていたのであるが、当時はすでに、それを是認していたのである。したがって、親交のあるカピトの行動に対して遺憾の意を表していたものと思われる。ブーツァーはこれに答えたのであろう。しかし、実際において、それは決して些細なことではなかった。ブーツァーとカピトの間に不和を生ぜしめたのみならず、シュートラスブルクの改革路線を混乱せしめるものであった。

シュートラスブルクの説教者の中には、民衆から「マティス師」と敬愛されたマティウス・ツェル *Matthäus Zell* のとき人物がいた。彼は、再洗礼主義を抑えんとするブーツァーやその他の者の提案に同意せず、信仰の事柄について政府は強制すべきではないとする再洗礼派や唯心論者たちに好意をもっていた。

その妻カテリネ *Catherine* は、その家を正統派の名の下で迫害されたすべての者に対して避難所たらしめ、ヴァルデンス派、唯心論者たち、再洗礼派のものたちを歓迎した。カピトも、本来、多くのシュートラスブルク説教者の中では唯心論者たち、温和な再洗礼派、三一論のニケア公式の反対者たちにもっとも親近するものであった。<sup>⑥</sup>カピトはこれらの人々と接触をもち、幼児洗礼についても、これらの説教者たちの間で常に問題とされていたであろうことは想像に難くない。

シュェリウスの書へのカピトの序文は、その見解の公示であるともみなされよう。

しかしながら、この『序文』はシュトラスブルク説教者たちの間の思想的不統一を示すものであり、ブーツァーが一五二八年三月その『ヨハネ福音書注解』の中で、「その上、注意されることだが、再洗礼派の誤謬には同意せず、信仰のすべてを正しく保持し、それにもかかわらず、幼児洗礼をしりぞけることこの者たちがいる。Bl. 45 v: Sunt autem qui erroribus, quos memoravi, catapapistarum non consentiunt et summam fidei recte tennent, at tamen paedobaptismum auersantur」と記しているのは、このことを指しているのではなからうか。

説教者たちの間のかかる不一致にもかかわらず、カピトの『序文』についての報告の二週間後、七月二七日、市参事会は「再洗礼派に対する最初の参事会法令」を發布している。以下のごとくである。

「われわれ、シュトラスブルク市長ヤコブ・シュッルム Jacob Sturm および参事会は告知する：この頃、神的命令を阻止しかつ回避するに到る多くの分派および誤れる教説が擡頭・発生し、彼らの中で、他のキリスト者たちに敬虔な生活を導くように見える若干の者たちを大目に見るとしても、その際、すべての神のかつ福音的記載に反し、かく善き者たちを護り、悪しき者たちを罰するため、神により設定されたキリスト教的なる官権を認めざるのみか、加うるに、若干の者は共通の福祉、愛、平和および団結の保持に斯く奉仕すべく記されており、またなすべく神より禁ぜられていないところの諸箇条に反して、根拠なく、悪しきまに解し、抑制する。また、キリスト教的かつ一致的制度の分裂者および侮辱者として、彼らの頑迷な頭から固執し、決して指導に満足しようとしないう次第につき

Wir Jacob Sturm der meister vnd rathe zu Strassburg thun khundt: nachdem sich diser zeit zu nerhinderung vnd abwendung des göttlichen beuelchs vil secten vnd jriger leer erheben vnd ereügen…… aber dobey zuwider aller göttlicher vnd euangelischer geschriff die oberkeit, so den guten zu schutz vnd des bösen zur straf von gott ingesetzt christlich zu sein, allein nit bekennen, sonder auch darneben etliche vngegründte,

böse fürnehmen entgegen den artickeln, so zu vnderhaltung gemeins nutzcs, lieb, frid vnd einigkeit dienstlich vffgesetzt vnd gott zu thun nit verbotten sindt, fürhaben vnd als zertrenner vnd beleydiger eins christlichen vnd einhelligen wesens vff jren hartnäckigen köpfen beharren vnd keiner vnderweysung sich settigen wollen lassen

——今、われわれは設定された官権として、かかる根拠なく処罰に値する法的事件に神および職権の側から、当然のこととして……打ちくじくべきであるゆえに——それゆえ、われわれは、厳肅に、すべての者、また、われわれのあらゆる市民、借地人、隸属民や血縁者、都市および農村における説教者や俗人に、かく命令する。

——dennoch so gepieten wir mit hohem ernst allen vnd yeden unsern burgerm, hindersossen, angehörigen vnd verwandten, geistlichen vnd weltlichen in stadt vnd lande」

との前文をもって、次のごとく命じている。

「かかる誤った、また聖書に反する誘惑を阻止し、再洗礼派 widerteuffer あるいは彼らの仲間から免がれること。その者たちを、一人もその家に隠し、食物や飲物を供し、宿を与えることが決してなく

deren einen noch keinen bey jnen husen, herbergen, etzen oder trencken

彼らの誤った見解のごとく処罰され指導されることがならんよう、各自が拒否すること

sonder die selbigen, als so jris jrigen synns nit gestrafft oder vnderwysen wollen werden, abwysen

加うるに、他国人であれ、土地の者であれ、かかることを行わない者は、決して追放されることなく、その者たちと、またその有害なる知見に和合し、彼らを支持し、あるいは彼らと共同しあるいは彼らの耻すべき見解に耳を借し、また味方せんとする者あるいはそれらの者たちを、われわれは、分に從って嚴重に処分せざることならしめんとする

云々

vnd sich mit denselbigen vnd jrs schädlichen fürnehmens vernischen, sie vndelhalten, odergemeinschaft mit jnen haben, oder jrer schädlichen meynung stadtgeben vnd anhangen würden, den oder die wöllen wir mit ernst, der gepur nach, vngestraft nitt lassen」<sup>⑧</sup>

こうして市当局は、一五二七年夏、再洗礼派その他の過激改革派に対して最初の禁止法令を出している。しかも、彼らに対してのみならず、彼らを保護し、彼らに共同し、味方し同調せんとする者たちに対して、他国の者、土地の者また教役者俗人の別なく、市関係の全住民におよぶ広汎な禁令である。そして、法令発布の理由として、「キリスト教的官権を認めざる」こと、「共通の福祉、愛、平和および団結の保持」への奉仕の、また「なすべく神より禁ぜられていない」諸箇条に反し、また抑止せんとすること、「キリスト教的かつ一致的制度の分裂者および侮辱者として……固執する」ことなどを挙げている。

このうち、「なすべく神より禁じられていない」箇条とは、この市におけるこれまでの論議根拠にかんがみ、幼児洗礼のことでであると推察される。(前記一五二四年一月二六日の『シュトラスブルク教会改革に関する……破門及洗礼についての表明』におけるブーツァーの見解を想起せよ。<sup>⑨</sup>) また、この箇所において、ブーツァーは幼児洗礼を「社会の愛と統一の保持」に関する問題として取扱っていることは、すでに知ったごとくである。

とすれば、この法令発布理由は、結局、キリスト教的官権とその下における愛の共同体の団結と保持と云うことになる。これまで、参事会は個々の事件について禁止し、処理しまた追放を行ったことはあった。また、前記一五二六年二月二一日の決議のごとく、「洗礼その他にいかなる改変をも加えない」とする態度を表明したこともある。しかし、改革運動に関して、自らの意図を積極的に知らしめたのは、この法令が初めてである。端的に云ってこの法令は、都市共同体と聖礼共同体の一体化と、そのためのキリスト教的官権の存在と云う理念に基づくものと云ってよい。

この理念的路線は、いままでシュトラスブルク説教者たちが、基本的に従っていたものでもあった。一五二四年八月頃、

マティウス・ツェルのごとき説教者はすでに指導的位置より後退し、カピトは、前記のごとく「キリスト教的愛とこの世の官権に対するわれわれの義務を忘れることなく」、とする立場を守つてはいる。しかし、市参事会のこの理念は、幼児洗礼をも「社会の愛と統一の保持」と云う立場から問題とするブツァーにもっとも近いものである。ブツァーは後、その『キリストの王国について *De regno Christi*』において、国家と教会は共通の目標を追求するのであるが、両者の接触点は「キリストの王国の倫理的形成」、すなわち、愛の共同体の形成にあると述べている。しかも、彼は真の教会が設立された段階においては、国家は教会から活動に関する諸力と規範を受けとることになるとしている<sup>⑧</sup>。彼のこの教会と国家の関係についての見解は、一五三〇年代、参事会と摩擦を生ずる原因となるものと考えられるが、ただ、愛の共同体の形成のために両者が共通の課題を負うと云う点については異論がなかった筈である。

したがって、「官権」「愛の共同体」は、ブツァーと共通する参事会の路線であったとされえよう。過激派の活動に対処するこの法令は極めてブツァー的色彩をもっていたとみなすことができる。そして法令は、この際に、過激派を厚遇し、これと交わるツェルなどに対する弾圧をも意図したものであろう。また、特に、「なすべく神より禁じられていない」幼児洗礼を否認しようとするカピトに対する批判を期したものであつたであろうことが注意される。この法令は、以上のごとき理念と目的をもつて発せられたものと考えられる。もつて、ブツァー的改革の援護射撃ともなつたものと思われる。

一ヶ月後の八月二十九日、ニコラス・ゲルベルはルター宛てに、次のごとく認めている。

「……再洗礼派の襲撃が、少しばかり、われわれの勇気を挫いた。けれども、参事会当局が国家的命令で都市から追ひ出して以来、ルターの勝利が再び開花した。

Anabaptistarum irruptio aliquantulum confregit nostrorum audaciam; sed postquam senatus autoritate publico edicto urbe pulsi sunt, reforescit de Luthero victoria.]

ゲルペルは、この法令の効果と共に、ルター派の勝利について報じている。それは一五二四年九月末のカールシュタットの到来以来、動搖し、ヴィットテンベルクに反してチューリヒ寄りとなった<sup>②</sup>シュトラスブルクの改革路線が、再びヴィットテンベルク寄りに立直ったことを意味するものである。

これは、シュトラスブルク改革運動における注目すべき態度変更と看做されよう。このことに関して、ブツァーからツヴィングリに宛てた前掲九月二六日の書簡が改めて注意される。すなわち、「かかる些細な骨折を慮って、貴下を捨てることは、われわれにはできない」とするブツァーは、カピトに対して「キリストのすべてをわれわれと共に承認し、かつもっとも非難なく生活する」ことを要求する位置に立ったことである。それは、ツヴィングリに対して、無条件たりえない立場になったことを意味している。

ただ、カピトと再洗礼派との関係はその後にも継続していたことは、一五二八年三月ツヴィングリへ宛てた書簡で、バーゼルのエコラムペードは

「……われわれのカピトに、私は幾分、熱望する。……なお、彼は彼ら(再洗礼派……筆者)に賛同しないと云うことを私は疑わない。……確に私は警告した。しかも、今なお、噂が知られている。

……In Capitone nostro aliquid desidero. ……; tamesi non dubitem, quod nondum assentiatur eis……; nam et ego monui et adhuc constat rumor」<sup>③</sup>

と認めていることによって明らかである。説教者たちの間の不一致が解消されないにしても、とにかく、ブツァーは、市参事会の強い支持の下に、改革運動を進めることができる立場にいた。ここに筆者は、一五二七年七月の法令が、シュトラスブルク改革運動に一つの時期を劃するものとなると考えるものである。

① 1527 April 2.—Nicolaus Gempel an Luther, *Els.* I, S. 80.

② 1527 April 8.—Capito an Zwingli, *ebd.*

③ 1527 Juli 2.—Warnungsschritt der Strassburger Prädikanten gegen die Irrtümer des Jakob Kautz und Hans Denck, *Els.* I,

- S. 91-115. . . : 『条項』は日附のなご一枚のとして流布されていた。
- ④ ebd. S. 115.
- ⑤ 1527 Juli 7.—Capito an Zwingli, ebd. キンタオ様ごめなへキ  
 ナヤクの教書を疑ひてしるべ、キの教十ノキナト共ニ疑ひて来た。
- ⑥ Jacob Bedrot an Vadian, 1527 August 1. *Efs.* I, S. 123.
- ⑦ 1527 Juli 8.—Bucer an Zwingli, *Efs.* I, S. 115.
- ⑧ 1527 Juli 9.—Capito an Zwingli, *Efs.* I, S. 116.
- ⑨ 1527 Mai 31.—Capito und einige Prediger zu Strassburg an  
 Bürgermeister und Rat zu Horb, *Efs.* I, S. 80-87.
- ⑩ *Efs.* I, 110.
- ⑪ 『義状及捕食の神のなむじりて』 De operibus Dei electionis et  
 rprobationisq. Martino Cellario auctore, Argentorati, anno M.  
 DXXXVII.
- ⑫ 1527 Juli 12.—Capito Vorrede zu “De operibus Dei” von  
 Martin Cellarius, *Efs.* I, S. 116-121.
- ⑬ 1527 August 18. *Efs.* I, S. 126.
- ⑭ 1527 August 20, ebd.
- ⑮ 1527 September 4.—Ökolampad an Zwingli, *Efs.* I, I. 128.
- ⑯ 1527 September 4.—Berthold Haller an Zwingli, ebd. キの語  
 文ヲ’ Mist Cellarius noster libellum suum “de operibus Dei”  
 usque adeo a Capitone commendatum, ut mirari non desinam,  
 cum omnino catapaptista [s] sapiat, et certo Bucerus in ling-  
 nam nostram nunc verit.

- ⑰ 1527 September 26.—Bucer an Zwingli, *Efs.* I, S. 130.
- ⑱ George H. Williams, *The Radical Reformation*, pp. 248-249.
- ⑲ 1528 März 18. *Efs.* I, S. 150.
- ⑳ 1527 Juli 27.—Erste Strassburger Ratsverordnung gegen die  
 Wiedertäufer, *Efs.* I, S. 122-123.
- ㉑ なぞ’ 『キリヤヌンノキキの初期再洗礼派運動のついで』一  
 二二頁。
- ㉒ Bernd Moeller, *Reichsstadt und Reformation* 1926, S. 13. なぞ’  
 拙稿『ベルチン・ノーナー Martin Butzer の改革のついで』(De  
 regno Christi) を中心として』徳島大学教養部紀要(人文・社会  
 科学)第一巻 一九六六年六頁。
- ㉓ 拙稿’ 『キリヤヌンノキキの初期再洗礼派運動のついで』一〇  
 三一—〇四頁。
- ㉔ 『キリヤヌンの王国のついで』 De regno Christi』が、ノーナーが  
 改革構想として一五五〇年一〇月二二日、英中ロマンード六世に献じ  
 た書。拙稿『ベルチン・ノーナー Martin Butzer の改革のついで』  
 (De regno Christi) を中心として』(徳島大学教養部紀要  
 (人文・社会科学)第二巻一九六七年。
- ㉕ 1527 August 29.—Nicolaus Gerbel an Luther, *Efs.* I, S. 126.
- ㉖ 拙稿『キリヤヌンノキキの初期再洗礼派運動のついで』一〇九  
 一—一〇頁。
- ㉗ 1528 Juli—Ökolampad an Zwingli, *Efs.* I, S. 173.

四

このころ以来、『エルサス史料』には、審問や処罰に関する多くの記録が報告されている。職権的改革運動の決然たる姿勢を物語るごとくである。しかし、この史料は同時に、法令下においても、過激派の活動が続けられていたことを知らしめることになる。

一月二七日以前、アルブレヒト・ヴァンナーおよびヨハン・シューベルなる者が審問され、後者は追放されている。前者はシュレットシュエッタットの床屋、後者は市民でブリキ職人、両者とも再洗礼派である。アルブレヒトはルブレヒトン I Ruprechtsaw (クレメンンス・ツィーグララーがここにいた) やブラテルハウス (梅毒病院) などにて説教した。

彼の知る再洗礼論者はサン・ガレンのヤコブなどたいてい外来人であった。その一人ウルリヒ・トレスラーはアウグスブルクより来たもの。その聴者は、ルクス・ハクフルト師、アルブレヒト・ヨハン・シュープリン (シューベルのこと……筆者) フェルドリン・マイガー、ヴィットなどであった。またヨハンに関しては、ベルンのブリキ職人ヤコブ・ホルテナー (ホルライター) がその父と共に、その家にいた。同じく、アルブレヒト・ヴァンナー、ウルリヒ・トレスラー、デイデンホフェンの仕立屋ハンスおよび他の兄弟・姉妹たちとし、再洗礼派を泊め、かくまったため、市および官権が追放したとされている。<sup>①</sup>

一月二七日、三位一体論の否認者トーマス・ザルツマン Thomas Saltzman の審問が開始されている。翰職トーマスは非キリスト教的言葉のゆえに審問され……意味が解らなかつたと、一部白状したと。これに関する証人の供述は次のごとくである。すなわち、魚市場における翰職トーマス・ザルツマンが、秋にダムバハにて、またこの大商店にて、また他のところでも、非キリスト教的言葉を語ったのを聞いた。：新約職書また福音 *das evangelium* あへんは聖書 *schrift* は矛盾している。その信仰および希望をモーゼの五書にのみ置き、そこでは信仰を与え、他の何物も与えないと神は云っ

ている。この牧師やすべての学者たちは愚者であり、その書の云うことを知らない。キリストは人間であった。彼が十字架にかけられたことは当然である。彼は世を誤り導いた偽予言者であったから等々と。また、靴屋コンラド・ヘスはこの鞞職に賛同し、同じく三一論を否認した云々とある。

二月六日には再洗礼派の革職ディーボルト・フォン・サントとその娘ウルスラの審問<sup>③</sup>があり、九日には、トーマスの第二の審問<sup>④</sup>が行われた。そして結局、二〇日、トーマスは処刑された。その記録には、トーマスと云う鞞工を剣をもって処刑する前に、彼は焰の中で告白した。キリストがその苦しみと死をもって、われわれを救ったと云うことを信じない。三位一体を信じない。彼が神でない<sup>⑤</sup>と云うことを信ずる。また、福音を信ぜず、一つの神を信ずる彼はそのことを常に固執し、譲ろうとはしない、とある。

この年の後半には、その他多くの審問が行われたらしく、バーゼル、ベルン、シュレットシュタット、アウグスブルクその他からの種々の再洗礼派を審問すると記されている<sup>⑥</sup>。

これらの者がいかなる系統に属するのか詳らかでないが、二つ以上のグループがあったことが推定される。このことに関するものとして、一五二七年初夏——一五二八年初のもの<sup>⑦</sup>とされる革命的洗礼派の信仰条項『ニコラスブルク条項のシュトラスブルク伝承』の記載がある。

それは、A || 新分派あるいは菜園人説教者の条項、B || バルトハザー・フープマイアーの条項、C || アウグスブルク再洗礼派の条項の三つのグループに分かれる。

A には、一、聞くことも告白することもしない子供たちを、人は洗礼すべきでない。二、財産をもつ者は主の聖餐に参与することができない。三、サタンおよび背神者は、本来、救済されることもない。四、聖書は信仰者たちにはなく、克服さるべき背神者たちに与えられている。五、二年以内に、主は天から来り、この世の君主たちと論じ、戦うであろう。それで背神者は亡びるであろう。けれども、敬虔な者たちや世俗を脱した者たちは、主と共に、この世を支配するであろう。

う。六、学問があり、福音を告知するすべての者たちは、聖書の曲解者である。七、主の聖餐においては、パンと葡萄酒のみ。八、神は汝たちを幻覚をもって強化する。

Bにおいては、一、福音を教会において説教すべきではなく、サロンや特別な家で説教すべきである。二、キリストは原罪を受けていたに違いない。三、処女マリアは神の母ではなく、キリストの母である。四、キリストは神ではなく、神の話を信する予言者に過ぎない。五、神はこの世のすべての存在に対して充分に行っていない。六、キリスト者のところには、いかなる権力や官権も存在すべきでない。七、最後の審判の日は二年後にやって来る筈である。八、天使をキリストと共に受け入れるべきであるとする。

Cにおいては、一、主に告白できぬ者たちは洗礼さるべきでない。二、自己の財産をもつところの者は主の聖餐に参与しえない。三、二年以内に主が天から来り云々。四、福音を告知するところのすべての学者たちは云々。五、主の聖餐は云々。六、汝らは福音を教会で説教することなく、安全な場所や自己の家ですること。七、キリストは原罪を受けている。八、その処女は神の母でなく云々。九、キリストは決して神ではなく云々。一〇、キリストはこの世に充分に云々。

一一、最後の日は二年の中にやって来る。一二、聖書は信仰者たちにはなく云々。一三、(略) 一四、かれらが聖誕節 Weihnacht の間、ここに降った時、皇帝および諸君主たちを、キリスト教世界の世俗の職権をすべて含めて打ち殺すことを欲すること、一五、(略) 一六、全キリスト教世界のすべての財産は共有たるべきこと 一七、代官であれ、市民であれ、財産を手放すことを欲しない者たちを、彼らは打ち殺すことを欲すること、その他である。

これら A・B・C の信条は部分的に類似性をもちながら必ずしも同一ではない。たとえば三位一体論を否認するものと、しないもの、また幼児洗礼を問題とするものとしなものがある。しかし、非聖書主義、教会制否認、財産制や官権の拒否あるいは否定、ヒリアズムなどに共通の性格をもっている。これらの信条が当時、そのまま採用されていたか否かは問題であろう。しかし、少くとも、A グループは信奉されていた筈であり、ツイーグラのそれとの関係があったであろう。

う。他のグループも、前記審問にても窺われるごとく、信奉者があつたことを認めなければならぬであろう。筆者は、この信仰条項のグループが同時に革命的過激派のグループの存在を示すものであると思う。

とにかく、これらの信条を奉ずる者は、そのいずれに属するにせよ、いかなる行動をとるにしても、常に、不穏な分子とみなされたであろう。ただ官権の、取締りと監視の下にその社会的・政治的活動が制圧されていても、教会や教役者に対しては全く否定的であつたものと考えられる。この実状については後述するごとくである。再洗礼派の中には、より穩健なるものがあり、彼らがすべてこのAグループに属してはいたのではないが、革命的グループによって影響されるところは少くはなかつたであろう。

一五二八年一月、ルプレヒトソウの人々がクレメンヌ・ツィーグラを牧師に推薦し、確認を求めている。

「その者の談話、教および行動は、われわれすべての者に気に入られられており、それゆえ、われわれはルプレヒトソウの全村民で選んだ

des sprochen, ler vnd handel vnss alen wol gefelt: Derhalben wier inen erwelt hand mit der gantzen mening] これは死んだ牧師の後任としてであり、年期契約で in jericlichen dingen としてゐる。これに対して、参事会は、ルプレヒトソウの村長および法官を呼び、ツィグラを推薦せぬように命じ、他の牧師を派遣することに決定した。これは住民が自ら牧師を選ばんとすること、その候補者がツィグラであつた点において注目すべきケースである。ルプレヒトソウはツィグラの拠点であり、シュトラスブルクにおける再洗礼派自生の場所であつた。実現しなかつたにせよ、当時の過激改革運動の標識とされよう。

過激派が教会に甚大な打撃を与えていたことについて、ブツァーは次のごとく記している。

「それらのものに、パウロが異端と呼んでいる(第一コリント書十一章十九節)あの病気を、貴下がすぐ認知するところの再洗礼派は、われわれの教会を非常に攪乱している。彼らは、教会を引きちぎり、また荒廃せしめることを、かく

も甚しく企てた。その憎むべき群れは、彼らの不快な偽善に、充分、気づこうとは欲しない。

Nostram ecclesiam mire vastant catabaptistae in quibus ipsissimum illum morbum videas quem Paulus haeresin vocat [1. K. 11, 19]: tantum id quaerunt ut ecclesias scindant et vastent. Id mali multi offensivi eorum hypocriti nolunt satis agnoscere] ②

とは、三月七日、彼がフマレルに宛てた書簡である。過激派の攻勢を察することができよう。

こうして、過激派は禁令にもかかわらずその活動を続けていたのであるが、一五二八年一月四日、帝国政府より『再洗礼派訓令』が発せられた。一月二五日、参事会はこれを印刷するよう決議し、同時に、参事会の全員は、彼らが聞知するすべての再洗礼派を処罰するため、市長に届け出ることが勧告された。③

これに関して、二月八日、アムブロンヌ・ブラウラーに宛てたブーツァーの書簡に「われわれのすべての者は、今、再洗礼派の誓約を、彼らが固執することができ、一層、妨げになると認める。主は、その栄光に役立つであろう時に、これを根絶する Catabaptistae nostri omnes insurandum nunc admittunt, vt herere possint et plus nocere. Dominus, cum suae gloriae profuerit, compesect illos] ④とある。

参事会は、再洗礼派の者たちに対して「誓約」の手段(再洗礼派は誓はない)をもって根絶せんとしたのである。参事会のかかる強制的方法に対するブーツァーの見解が窺われる。彼は同日付、ファディアンに宛てた書簡にも、次のごとく記している。

「われわれの反キリスト教徒たちは、可能な限り、神の栄光の進行を阻げるべく努めるであろう。再洗礼派の大部分はまた、キリストの福音を妨げる。しかし、その者から、あるものを敵対の熱意で刈取るもの、それがこの世の君主であると貴下が目するとしても、われわれは、両側のすべてがキリストの名の照明の方へと試みをなさんとすると解してゐる。

Antichristiani nostri quoad possunt cursum gloriae dei remorari student; cat baptistae plurimum quoque evangelio Christi obsistunt; sed cum videatis, sit princeps mundi, cui isti, quanquam diversis studiis, metent, scimus omnes utrorumque conatus ad illustrationem nominis Christi facturos」<sup>⑧</sup>

と、同様な見解を述べてゐる。

しかし、彼は、三月八日に出した前記『ヨハネ福音書注解』において、幼児洗礼の敵 *hostes paedobaptismi* たる彼らを激しく非難してゐる。

「再洗礼派は、キリスト教徒を職権で管理することができず、また、好むままに許され命令する武器で従わず、あるいは誓うことができない。また神の言葉は、睡せられる偶像の寺院で教えられぬとする。かれらの算出的な教理をもつ再洗礼を戻さなむところの彼らこそその間避へんべきである。」

*Christianum non posse gerere magistratum, neque imperanti arma, quamlibet licita, parere, aut insinrandum facere; non posse verbum Dei doceri in templis idolis conspurcatis; eos, qui rebaptismum illorum cum enumeratis dogmatis non recipiunt, esse vitandos, cum interim」*

と云うが、彼は

「一体、再洗礼派は、誓うことの自発的なわれわれを、また伝えられた法において神の施設からの職権を使用することを是認するのを、彼らの棍棒で追い払わぬか。これは、すぐに、容易に他の誤謬を惹き起すところの誤謬である。Nunquid cat baptistae volentes nos iuristrandi et magistratus usum ex institutione Dei in lege tradita probare ea clava repellunt? Hic iam error quam facile gigneret alium」<sup>⑨</sup>

として、反論してゐる。

以上、シュートラスブルクにおける過激改革派運動と職権的改革運動の対立について跡づけた。後者は、一五二七年七月

の法令を契機として、市参事会の支持の下に、一応、その改革路線を推進する姿勢を確立した。これに対して、前者はなお、対抗的な活動を続ける。この対抗は、一五二九年四月の〈皇帝訓令〉を経、一五三三年六月の〈領域宗教会議〉によって決着し、職権的改革運動の勝利が決定的となる。しかし、この情勢はすでに、一五二七年夏の最初の市参事会法令において決せられていたと考えられる。

- ① 1527 [nach Juli 9.—vor November 27] *Efs.* I, S. 131-133.  
 ② 1527 November 27. ca. November 27 *Efs.* I, S. 133-134.  
 ③ 1527 Dezember 6. *Efs.* I, 135.  
 ④ 1527 Dezember 9. *ebd.*  
 ⑤ 1527 Dezember 20. *Efs.* I, S. 136.  
 ⑥ 1527 [2. Hälfte] *Efs.* I, S. 137.  
 ⑦ [1527 Frühsommer—1528 Anfang Januar] *Efs.* I, S. 138-142.  
 ⑧ 1528 kurz vor Januar 11. *Efs.* I, S. 145-146.  
 ⑨ 1528 Januar 11. *Efs.* I, S. 147.  
 ⑩ 拙稿「シュトラスブルクにおける初期再洗礼派運動について」九九—一〇二頁。 *Efs.* I, S. 8.
- ⑪ 1528 März 7.—Bucer an Farel *Efs.* I, S. 149.  
 ⑫ 1528 Januar 25. 政府から発せられ再洗礼派の訓令を讀み上げた。認知事項：訓令を印刷し、諸組合に貼付けしめ……市長は再洗礼派を警戒している。参事会員たがも同様、彼らが聞知したところでは由らの参事会に告発して、彼らは処罰される。 *Efs.* I, S. 148.  
 ⑬ [1528] Februar 8. Bucer an Ambrosius Blauer, *Efs.* I, S. 148.  
 ⑭ 1528 Februar 8. Bucer an Vadian *ebd.*  
 ⑮ 1528 März 18.—Bucers Verteidigung der Kindertaufe in seinem Kommentar der Johannesevangeliums *Efs.* I, S. 149-151.  
 ) (徳島大学教授・ )

century, some of these local measures came to be applied in wider districts. In common, they measured the *Kajishi-rent* 加地子得分 and had smaller capacity than those of manorial measures. It is supposed that the local measures drove out the manorial ones supported by the lords of manor, and gained a wider usage as a result of the local coalition of small lords based upon the *Soson* 惣村 as well as of the decline of manorial system, trade of rice and the development of the rural commerce.

Since the measure of Ritsuryo State 令制柵, the average capacity of the measure had been increasing. At the end of the medieval ages, however, the local measures of decreased capacity had prevailed in the rural villages and soon in the age of *Shokuho-Regime* 織豊政權 the most biggest measure *Kyomasu* 京柵 came to be used as a standard. We consider such a transition worthy of attention.

This fact was deeply concerned with such characteristics of the age of civil wars that the *Soson* and the local country as a supplier-seller of rice had established themselves as an independent political and economic order in opposition to the lords and Kyoto as are ceiver-buyer of rice.

## The Reformation Movements in Strasburg: The Way to the Magisterial Reformation

By K. Tomimoto

Last Year I attempted to describe some of the aspects of the early Anabaptist Movements in Strasburg, in which I noticed that there were some confrontations between the magisterial and the radical lines of reformation. In this paper, on the other hand, my aim was to trace the transition of the confrontations for several years after the Peasants' War.

For this purpose I have mainly used the so-called *Alsace Documents* (*Elsass I, Stadt Strassburg 1522-1532*, ed. by Manfred Krebs and Hans Georg Rott in *Quellen zur Geschichte der Täufer*, VII, 1957) which testify that the reformation on the magisterial line was firmly established through the promulgation of the first *Ratsverordnung* in July, 1527. Though the final victory on the part of the magistrates had to be waited till the opening of the Synod of Strasburg in June, 1533, the social forces to that direction were already at work in 1527.